

# 平成30年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	6	府省庁名 金融庁
対象税目	<span style="border: 1px solid black;">個人住民税</span> 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	NISA等の利便性向上・充実	
要望内容 (概要)	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>NISAは、家計の安定的な資産形成と経済成長に必要な成長資金の供給拡大の両立を図ることを目的として、平成26年1月より導入された制度である。その後、平成28年1月からは若年層への投資のすそ野を拡大する観点から「ジュニアNISA」が導入されており、また、平成30年1月からは長期の積立・分散投資を強く後押しする観点から「つみたてNISA」が導入される。（以下、平成26年1月に導入されたNISAを「一般NISA」といい、「ジュニアNISA」、「つみたてNISA」とあわせて「NISA制度」という。）</p> <p>特定口座は、申告分離課税が適用になる上場株式等の譲渡益課税について、証券会社が損益の計算を行い、「特定口座年間取引報告書」を交付する制度である。顧客の選択により、証券会社が納税し、顧客は確定申告不要とすることも可能となる。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>NISA等の更なる普及・促進を図る観点から、以下の項目について措置を講じること。</p> <p>① NISAの利便性向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ NISA（一般NISA、ジュニアNISA、つみたてNISA）の口座開設申込時に、即日で買付けを可能とすること</li> <li>・ NISAの非課税期間終了時に、特に意思表示をしない限り特定口座に移管されるものとする</li> <li>・ 成人年齢引下げに伴う対応</li> </ul> <p>② 特定口座の利便性向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 役員報酬として支給される、一定期間譲渡が出来ない株式（いわゆる「リストラクテッドストック」）について、譲渡が可能となった際、特定口座でも保有できるようにすること</li> <li>・ 自社株等を対価とするTOBにおいて、TOB対象会社株主が交付を受ける上場株式について、特定口座及びNISA口座でも保有できるようにすること</li> <li>・ 証券会社等が適切に源泉徴収義務を果たせるように、純資産減少割合等の情報に関して、上場会社から証券会社等への通知義務を課すなど、所要の措置を講じること</li> <li>・ 合併等に対して株主が反対し、株式買取請求を行った場合に交付される金銭についてみなし配当が発生した場合などにおける源泉徴収義務者を明確化すること</li> </ul> <p>③ NISA制度の恒久化</p>	
関係条文	<p>地方税法附則第35条の2の4、第35条の2の5、第35条の3の2、第35条の3の3、 地方税法施行令附則18条の4、第18条の4の2、第18条の6の2、第18条の6の2、 租税特別措置法第37条の11の3、第37条の14、第37条の14の2 等</p>	
減収見込額	<p>[初年度] — ( — ) [平年度] — ( — )</p> <p>[改正増減収額] — (単位：百万円)</p>	
ページ		6—1

<p>要望理由</p>	<p>(1) 政策目的 NISA 等の利便性向上・充実により、同制度の更なる普及・促進を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 (NISA の利便性向上) 今年3月末時点で、一般 NISA の口座数は約 1,000 万、買付額は約 10.5 兆円にのぼり、また、ジュニア NISA の口座数も約 20 万となるなど、国民の高い関心が寄せられている。</p> <p>他方で、一般 NISA について、口座開設後に一度も取引を行っていない口座（非稼働口座）の割合も相当高い水準（証券会社における非稼働口座の割合は、平成 29 年3月末時点で約 39%）となっており、稼働率の向上が課題となっている。</p> <p>こうした課題に対応するためには、制度の利便性向上を図ることが重要であることから、上記の改正を要望するものである。</p> <p>(特定口座の利便性向上) 市場環境の整備及び投資者の利便性向上を図る観点から、上記の改正を要望するものである。</p> <p>(NISA 制度の恒久化) 家計における長期の安定的な資産形成を可能とする観点から、上記の改正を要望するものである。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>なし</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>『未来投資戦略』2017』（平成29年6月9日閣議決定）・抄</p> <p>第2 具体的施策</p> <p>Ⅱ－B. 価値の最大化を後押しする仕組み</p> <p>3. (2) ii) 活力ある金融・資本市場の実現を通じた成長資金の円滑な供給</p> <p>① 家計の安定的な資産形成の促進と市場環境の整備等</p> <p>(中略)</p> <p>家計における少額からの積立を利用した長期・分散投資による資産形成を促す観点から、<u>積立NISAを含め、NISA制度全体の更なる普及・促進を図るとともに、家計の実践的な投資知識の深化につながる金融・投資教育等を充実させる。</u></p> <p>(中略)</p> <p>ア) 積立を利用した長期・分散投資の普及・促進と金融・投資教育の充実等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>家計の安定的な資産形成を促すため、ジュニアNISAについて手続における負担が大きい等の指摘があることも踏まえ、手続の改善を検討する。</li> </ul>
	政策の達成目標	NISA等の普及・促進により、家計の安定的な資産形成の支援と経済成長に必要な成長資金の供給拡大の両立を図ること。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置とする。
	同上の期間中の達成目標	(「政策の達成目標」と同じ)
政策目標の達成状況	平成29年3月末時点で、一般NISAの口座数は1,077万1,391口座、買付額は10兆5,469億8,376万円となっている。また、ジュニアNISAの口座数は21万1,445口座、買付額は405億9,961万円となっている。	
有効性	要望の措置の適用見込み	4,967万人(2016年度 個人株主数の延べ人数) (出典)東京証券取引所等「2016年度株式分布状況調査」
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	要望の措置は、制度の利便性向上につながり、投資者の証券市場への参加拡大及び家計の安定的な資産形成の促進に有効である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	要望の措置は、制度の利便性を向上させ、一層の普及・促進を図るものであり、妥当である。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>平成 29 年 3 月末時点で、一般 N I S A の口座数は 1,077 万 1,391 口座、買付額は 10 兆 5,469 億 8,376 万円となっている。また、ジュニア NISA の口座数は 21 万 1,445 口座、買付額は 405 億 9,961 万円となっている。</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>—</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>平成 29 年 3 月末時点で、一般 N I S A の口座数は 1,077 万 1,391 口座、買付額は 10 兆 5,469 億 8,376 万円となっている。また、ジュニア NISA の口座数は 21 万 1,445 口座、買付額は 405 億 9,961 万円となっている。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>個人投資家に対して、積立・分散投資を促進することで、家計の中長期的な資産形成の支援と経済成長に必要な成長資金の供給拡大の両立を図ること。</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>上記のとおり、平成 29 年 3 月末時点で、一般 N I S A の口座数は 1,077 万 1,391 口座、買付額は 10 兆 5,469 億 8,376 万円、ジュニア NISA の口座数は 21 万 1,445 口座、買付額は 405 億 9,961 万円となっており、着実に普及・定着が進んでいる。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 21 年度改正 NISA の創設</li> <li>・平成 22 年度改正 NISA の法制化</li> <li>・平成 23 年度改正 NISA の利便性の向上・事務手続の簡素化</li> <li>・平成 24 年度改正 NISA の利便性の向上・事務手続の簡素化</li> <li>・平成 25 年度改正 NISA の恒久化等</li> <li>・平成 26 年度改正 NISA の利便性向上</li> <li>・平成 27 年度改正 ジュニア NISA の創設等</li> <li>・平成 28 年度改正 NISA の利便性向上</li> <li>・平成 29 年度改正 つみたて NISA の創設等</li> </ul>
<p>ページ</p>	<p>6—4</p>